

立山町墓地公園墓地区画使用者の各種手続について

墓地区画使用者の各種手続（主なものを抜粋）については以下のとおりです。（なお、文中の提出様式は「立山町墓地公園条例施行規則」によるものです。）

そのほかご不明な点等ある場合、町住民課環境地域安全係までお問い合わせください。

（電話：076 - 462 - 9963）

1. 墓地使用区画に墓地を建立する

工事着工前及び完成後に届出をしていただきます。工事施工業者を通じて提出いただいても構いません。

○工事着工前 ※工事施工業者を通じて提出いただいても構いません。

墓地工事着工届（様式第9号）に下記の書類を添付の上、提出してください。

（提出書類）

- （1）墓地使用許可証又は墓地使用権承継許可証の写し
- （2）設計書一式
- （3）着工前（正面、側面）の写真

○工事完成後 ※工事施工業者を通じて提出いただいても構いません。

墓地工事完成届（様式第11号）に下記の書類を添付の上、提出してください。

（提出書類）

- （1）完成後（正面・側面）の写真

2. 墓地使用区画の墓地に納骨（埋葬）する

ご不幸があり火葬の後、納骨されるときには、墓地埋葬改葬届（様式第12号）に下記の書類を添付の上、提出してください。

（添付書類）

- （1）火葬許可証（火葬済証）

3. ほかの墓地から墓地使用区画の墓地にお骨を移動（改葬）する

まず、移動元の墓地がある自治体で改葬許可申請を行い、改葬許可証をもらってください。その後、墓地埋葬改葬届（様式第12号）に下記の書類を添付の上、提出してください。

（添付書類）

- （1）改葬許可証（異動元の墓地がある自治体で申請してください）

※移動元の墓地が立山町内にある場合、改葬許可申請の手続は立山町住民課住民係で行うこととなります。申請手続については、町住民課住民係へお問い合わせください。

（電話：076 - 462 - 9962）

4. 墓地使用区画の使用者が亡くなった（承継）

墓地永代使用权について承継手続が必要です。墓地使用权承継許可申請書（様式第4号）に下記の書類を添付の上、提出してください。

（添付書類）

（1）墓地使用許可証又は墓地使用权承継許可証

※紛失等された場合、使用（承継）許可証再交付申請書（様式第3号）を提出ください。（「7. 許可証を再交付したい」を参照ください。）

（2）承継者（申請者）の住所が町内の場合

・・・承継者の住民票抄本（本籍記載）

（3）承継者（申請者）の住所が町外の場合

・・・承継者の住民票謄本（本籍記載）及び代理人の住民票抄本（本籍記載）

※代理人は立山町在住の方としてください。立山町在住の代理人がいない等のやむを得ない場合は、町住民課環境地域安全係までご相談ください。

（4）使用者の死亡事項の記載のある戸籍謄本

（5）承継者と使用者との続柄がわかる戸籍謄本 ※（4）で確認できる場合は不要

（6）関係者の同意書（相続人全員）

※ 亡くなった名義人を墓地公園使用区画の墓地に納骨する場合、墓地公園墓地埋葬改葬届（様式第12号）を提出してください。（「2. 墓地使用区画の墓地に納骨（埋葬）する」を参照ください。）

5. 墓地使用区画の使用者が転出又は転居した

住所氏名変更の手続が必要です。住所、氏名変更届（様式第7号）に下記の書類を添付の上、提出してください。また、使用者が町外へ転出された場合は、代理人を定める必要があります。使用代理人（変更）届（様式第6号）も併せて提出してください。（「6. 代理人について」を参照ください。）

（添付書類）

（1）使用者の住民票抄本（本籍記載）

6. 代理人について

立山町外に住む方が許可を受けるとき又は使用者が町外に転出したときは代理人を定める必要があります。代理人は立山町在住の方としてください。立山町在住の代理人がいない等のやむを得ない場合は、町住民課環境地域安全係までご相談ください。

使用者が町外に転居する場合又は代理人に変更が生じる場合、代理人指定（変更）届（様式第6号）に下記の書類を添付の上、提出してください。

（添付書類）

（1）代理人の住民票抄本（本籍記載）

7. 許可証を再交付したい

使用（権承継）許可証再交付申請書（様式第3号）に下記の書類を添付の上、提出してください。

（添付書類）

（1）申請者の住所が町内の場合

…申請者の住民票抄本（本籍記載）

（2）申請者の住所が町外の場合

…申請者の住民票謄本（本籍記載）及び代理人の住民票抄本（本籍記載）

8. 管理料の納付について（5か年度分ごとに前払）

管理料は、墓地の共有スペースの管理を行うための費用です。使用区画購入時に1万5千円（3千円×5か年度分）を前払いいただきます。その後は、購入年度から数えて5か年度経過した翌年度ごとに管理料納付のご案内をいたします。必ず納付いただきますようお願いいたします。

9. 墓地使用区画を返還したい

お墓が不要になり返還するときは、まず、お墓を建立する前の状態に戻していただくこと（原状復旧）が必要です。その後、使用墓地返還届（様式第8号）に下記の書類を添付の上、提出してください。

（添付書類）

（1）墓地使用許可証又は墓地使用权承継許可証

※紛失等された場合、使用（承継）許可証再交付申請書（様式第3号）を提出ください。（「7. 許可証を再交付したい」を参照ください。）

※「8. 管理料の納付について」にて前払いいただいております管理料については、別途返還手続が別途生じる場合がございます。

ただし、一度納付いただきました永代使用料については、立山町墓地公園条例第5条第3項の規定により、返還いたしません

各種手続様式については、立山町のホームページよりダウンロードすることができます。

詳しくは、町住民課環境地域安全係（076 - 462 - 9963）までお問い合わせください。